

第 1 問 答案用紙< 1 >

(租 税 法)

問題 1

問 1

役員退職給与は、確定日または支払った日の属する事業年度の損金とされる。本問慰労金は平成24事業年度において支給決議がされているものの、Xは監査役として引き続きA社に在籍するので本来の退職給与ではない。分掌変更の規定は支払った場合を前提とし、未払いの場合は適用されない。よって、A社の平成24事業年度においては何ら考慮されない。

問 2

A社が受け取った養老保険の満期保険金は、事業者であるA社が事業の一環として保険契約を締結し、対価として保険金を受け取っている。しかし、受け取った保険金に対し、資産の譲渡、貸付け及び役務の提供の行為が行われなため、資産の譲渡等には該当しない(2条①八)。よって本問満期保険金は消費税の課税の対象とはならない(4条①)。

問 3

退職により一時に受ける給与の性質を有する給与に係る所得は退職所得となる(30条①)。引き続き勤務している者に支払われる賞与等と同性質の場合は、退職手当等に該当しないが、監査役退任時の退職給与の計算期間に取締役以前の勤続期間を一切加味しないことなどを条件として、本問慰労金は退職所得として分離課税される(22条ほか)。

問 4

A社が契約し、死亡保険金及び生存保険金のいずれの受取人もA社となっている。そのため、A社が支払った保険料の額は、保険事故の発生又は保険契約の解除若しくは失効により保険契約が終了する時までは資産計上しなければならない。よって、本問保険料は、平成24事業年度の所得の計算上、損金の額に算入することはできない。

第 1 問 答案用紙< 2 >
(租 税 法)

問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	○	法人税法22条2項、3項、61条の13
②	×	法人税法64条1項 (長期大規模工事に該当するため、)各事業年度の収益の額及び費用の額として工事進行基準に計算した金額が、益金の額及び損金の額に算入される。
③	○	消費税法37条5項
④	×	所得税法51条1項(、72条1項) 製造機械の損失は、損失が生じた日の属する平成24年分の事業所得の計算上、必要経費に算入される。(雑損控除の適用対象にはならない。)
⑤	×	法人税法37条9項 指定寄附金等の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に指定寄附金等の明細を記載した書類の添付がある場合に限り適用される。

第2問 答案用紙<1>

(租税法)

問題1

(解答に当たっての注意事項) (下記事項によらなければ、配点がないので注意すること)

- (1) 各行ごとに、加算及び減算すべき金額があるときは、相殺して純額を記入しなさい。
 (2) 加算及び減算すべき金額が共に生じない場合には、加算すべき金額の欄のみに0(ゼロ)を明記しなさい。

	(単位：円)	
当期純利益の金額	2,500,000,000	
	加算すべき金額	減算すべき金額
(受取配当等)		
(1) 完全子法人株式等及び 関係法人株式等のい ずれにも該当しない株 式等に係る配当等の額		
① 受取配当等の額	17,250,000	
② 配当等から控除する 負債利子の額	192,092	
③ 受取配当等の 益金不算入額	,	8,528,954
(2) 外国子会社配当等の 益金不算入額	,	950,000
(減価償却資産の償却費等)		
(1) 機械装置F		
① 従来部分	,	117,093
② 資本的支出部分	245,000	,
(2) 機械装置G	100,000	,
(3) 機械装置H	,	49,999
(4) ソフトウェア	,	2,400,000
(リース取引)		
(1) 機械装置	4,550,000	,

第 2 問 答案用紙< 2 > (租 税 法)

	加算すべき金額	減算すべき金額
(租税公課等)		
6. 租税効果等についての資料		
(1) について	, ,	182,000,000
(2) について	452,000,000	, ,
(3) について	968,000,000	, ,
(4) について	5,671,075	, ,
(5) について	, ,	70,000,000
(6) について	28,330,000	, ,
(貸倒損失及び貸倒引当金)		
(1) O社について	, ,	14,550,000
(2) P社について	0	, ,
(3) Q社について	35,000,000	, ,
(4) 一括評価金銭債権に係る 貸倒引当金について	.	.
① 期末一括評価 金銭債権の額	7,184,900,000	
② 貸倒実績率	0.0030	
③ 当期の貸倒引当金の 繰入限度額 (経過措置適用後)	10,777,350	
④ 当期の貸倒引当金に 係る調整	14,222,650	, ,
⑤ 前期の貸倒引当金に 係る調整	, ,	4,500,000

第 2 問 答案用紙< 3 >
(租 税 法)

	加算すべき金額	減算すべき金額
(ソフトウェア)		
ソフトウェア制作費に係る調整	5,017,000	, ,

(法人税額の計算)		
所得金額		4,290,000,000
法人税額		1,093,950,000
試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除額		94,162,890
試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除額		3,900,500
所得税額控除額		4,575,000
外国税額控除額		0
中間申告分の法人税額		362,000,000
差引確定法人税額(百円未満切り捨て)		629,311,600

第2問 答案用紙<4> (租税法)

問題2

問1

(単位：円)

1. 各種所得金額の計算

(1) 給与所得の計算

① 給与等の収入金額	4,800,000
② 給与所得控除額	XXX,XXX,XXX
③ 給与所得の金額	3,300,000

(2) 退職所得の計算

① 収入金額	30,000,000
② 退職所得控除額	

一般退職所得控除額

20,100,000

特定役員退職所得控除額

1,200,000

③ 退職所得の金額	6,250,000
-----------	-----------

(3) 一時所得の金額

1,300,000

(4) 譲渡所得の金額(総合・長期)

△ 500,000

(5) 事業所得の計算

① 総収入金額	17,950,000
---------	------------

② 必要経費	13,200,000
--------	------------

③ 青色申告特別控除前の所得金額	XXX,XXX,XXX
------------------	-------------

④ 青色申告特別控除額	XXX,XXX,XXX
-------------	-------------

⑤ 事業所得の金額	4,100,000
-----------	-----------

第2問 答案用紙<5> (租税法)

2. 課税標準の計算(一部)

(1) 総所得金額

7,800,000

以下省略

3. 所得控除額の計算

(1) 配偶者控除又は配偶者特別控除及び扶養控除

1,010,000

(2) 基礎控除を含むその他の控除

1,610,000

(3) 所得控除の金額(合計)

XXX, XXX, XXX

4. 課税所得金額の計算(一部)

(1) 課税総所得金額(千円未満切り捨て)

5,180,000

以下省略

問2

(単位:円)

1. 課税総所得金額(配当所得の金額590,000円含む)

10,500,000

2. 課税総所得金額に対する所得税額

1,929,000

3. 配当控除

34,000

4. 復興特別所得税額(基準所得税額の2.1%)

39,795

(1円未満切り捨て)

第2問 答案用紙<6>

(租税法)

問題3

(単位：円)

問1 課税売上割合の計算

(1) 課税売上額		20,990,000,000
(2) 免税売上額		3,134,775,000
(3) 非課税売上額		2,259,075,000
(4) 課税売上割合の計算式	(分子)	24,124,775,000
	(分母)	(1) + (2) + (3)

問2 課税仕入れに係る消費税額の計算

(1) 課税仕入れに係る消費税額	599,000,000
(2) (1)のうち課税資産の譲渡等のみ要するもの	574,840,000
(3) (1)のうちその他の資産の譲渡等のみ要するもの	460,000
(4) (1)のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの	23,700,000

問3 調整対象固定資産に係る消費税額の調整額

800,000

問4 課税標準額(千円未満切り捨て)

21,050,000,000

課税標準額に対する消費税額

842,000,000

問5 納付すべき消費税額の計算

(1) 控除対象仕入税額	595,844,000
(2) 返還等対価にかかる税額	2,400,000
(3) 貸倒れに係る税額	120,000
(4) 納付すべき消費税額	63,636,000

【 解 説 】

第 一 問

問題 1

問 1 役員に対する退職給与の損金算入の時期

退職した役員に対する退職給与の額の損金算入の時期は、株主総会の決議等によりその額が具体的に確定した日の属する事業年度とする。ただし、法人がその退職給与の額を支払った日の属する事業年度においてその支払った額につき損金経理することも認められる。(法基通 9-2-28)。

法人が役員の方掌変更又は改選による再任等に際しその役員に対し退職給与として支給した給与については、その支給が、例えば次の事実があったことによるものであるなど、その分掌変更等によりその役員としての地位又は職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情にあると認められることによるものである場合には、これを退職給与として取り扱うことができる(法基通 9-2-32)。ただし、法人が未払金等に計上した場合のその未払金等の額は「退職給与として支給した給与」に含まれない。

- (1) 常勤役員が非常勤役員(常時勤務していないものであっても代表権を有する者及び代表権は有しないが実質的にその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者を除く。)になったこと。
- (2) 取締役が監査役(監査役でありながら実質的にその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者及びその法人の株主等でみなし役員に該当する者を除く。)になったこと。
- (3) 分掌変更等の後におけるその役員(その分掌変更等の後においてもその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者を除く。)の給与が激減(おおむね 50%以上の減少)したこと。

問 2 資産の譲渡の範囲

保険金又は共済金(これらに準ずるものを含む。)は、保険事故の発生に伴い受けるものであるから、資産の譲渡等の対価に該当しないことに留意する。(消基通 5-2-4)。

上記の解説は基本通達を引用しているが、設問では根拠条文を示すことが要求されている。そのため、下記の条文を引用する必要がある。

(1) 資産の譲渡等(消法 2 条 1 項八号)

資産の譲渡等 事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供(代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるものを含む。)をいう。

(2) 課税の対象(消法 4 条 1 項)

国内において事業者が行った資産の譲渡等には、この法律により、消費税を課する。

なお、設問では「どのように取り扱われるべきか」としている。資産の譲渡等には該当しないので、「取扱い」の対象とならない課税資産の譲渡等(消法 2 条 1 項九号)、納税義務(消法 5 条 1 項)、非課税(消法 6 条 1 項)などは、引用する対象にはならない。

問 3 退職手当等の範囲

所得税法 30 条では、「退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与(以下この条において「退職手当等」という。)に係る所得をい

う。」としている。当たり前のように退職所得としがちだが、退職手当等とは、本来退職しなかったとしたならば支払われなかったもので、退職したことに基因して一時に支払われることとなった給与をいうので、退職に際し又は退職後に使用者等から支払われる給与で、その支払金額の計算基準等からみて、他の引き続き勤務している者に支払われる賞与等と同性質であるものは、退職手当等に該当しない（所基通 30-1）。

例外として、引き続き勤務する役員又は使用人に対し退職手当等として一時に支払われる給与のうち、次に掲げるものでその給与が支払われた後に支払われる退職手当等の計算上その給与の計算の基礎となった勤続期間を一切加味しない条件の下に支払われるものは、上記にかかわらず、退職手当等とすることとされている（所基通 30-2）。この通達の中で本問に関連するのは下記の給与である。

- (3) 役員の分掌変更等により、例えば、常勤役員が非常勤役員（常時勤務していない者であっても代表権を有する者及び代表権は有しないが実質的にその法人の経営上主要な地位を占めていると認められるものを除く。）になったこと、分掌変更等の後における報酬が激減（おおむね 50%以上減少）したことなどで、その職務の内容又はその地位が激変した者に対し、当該分掌変更等の前における役員であった勤続期間に係る退職手当等として支払われる給与

問 4 養老保険に係る保険料

養老保険に関する取扱いは、法基通 9-3-4 で定められている。その内容は次のとおりである。

法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする養老保険（被保険者の死亡又は生存を保険事故とする生命保険をいい、傷害特約等の特約が付されているものを含むが、定期付養老保険を含まない。）に加入してその保険料（《確定給付企業年金等の掛金等の損金算入》の規定の適用があるものを除く。）を支払った場合には、その支払った保険料の額（傷害特約等の特約に係る保険料の額を除く。）については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。

- (1) 死亡保険金（被保険者が死亡した場合に支払われる保険金をいう。）及び生存保険金（被保険者が保険期間の満了の日その他一定の時期に生存している場合に支払われる保険金をいう。）の受取人が当該法人である場合
その支払った保険料の額は、保険事故の発生又は保険契約の解除若しくは失効により当該保険契約が終了する時までには資産に計上するものとする。
- (2) 死亡保険金及び生存保険金の受取人が被保険者又はその遺族である場合
その支払った保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。
- (3) 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が当該法人である場合
その支払った保険料の額のうち、その 2 分の 1 に相当する金額は(1)により資産に計上し、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としている場合には、当該残額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。

問題 2

1. 正（法人税法 22 条 2 項、3 項、61 条の 13 第 1 項）

根拠条文は下記のとおり。

（譲渡収入について…法法 22 条 2 項）

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

（帳簿価額（譲渡原価）について…法法 22 条 3 項）

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。

- 一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額
- 二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額
- 三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

（譲渡益相当額について…法法 61 条の 13 第 1 項）

内国法人（普通法人又は協同組合等に限る。）がその有する譲渡損益調整資産（固定資産、土地（土地の上に存する権利を含み、固定資産に該当するものを除く。）、有価証券、金銭債権及び繰延資産で政令で定めるもの以外のものをいう。以下同じ。）を他の内国法人（当該内国法人との間に完全支配関係がある普通法人又は協同組合等に限る。）に譲渡した場合には、当該譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額は、その譲渡した事業年度（その譲渡が適格合併に該当しない合併による合併法人への移転である場合には、次条第二項に規定する最後事業年度）の所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入する。

2. 誤（法人税法 64 条 1 項）

根拠条文は下記のとおり。

（長期大規模工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度…法法 64 条 1 項）

内国法人が、長期大規模工事（工事（製造及びソフトウェアの開発を含む。以下この条において同じ。）のうち、その着手の日から当該工事に係る契約において定められている目的物の引渡しの期日までの期間が 1 年以上であること、政令で定める大規模な工事であることその他政令で定める要件に該当するものをいう。以下この条において同じ。）の請負をしたときは、その着手の日の属する事業年度からその目的物の引渡しの日の属する事業年度の前事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、その長期大規模工事の請負に係る収益の額及び費用の額のうち、当該各事業年度の収益の額及び費用の額として政令で定める工事進行基準の方法により計算した金額を、益金の額及び損金の額に算入する。

なお、貸与される法令基準集から引用される範囲は上記までだが、これにあわせて下記を加えると、本問の請負が長期大規模工事に該当することが確認できる。

（法令 129 条①）

法第 64 条第 1 項（工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度）に規定する政令で定める大規模な工事は、その請負の対価の額（その支払が外国通貨で行われるべきこととされている工事（製造及びソフトウェアの開発を含む。以下同じ。）については、その工事に係る契約の時における外国為替の売買相場による円換算額とする。）が 10 億円以上の工事とする。

(法令 129 条①)

法第 64 条第 1 項に規定する政令で定める要件は、当該工事に係る契約において、その請負の対価の額の 2 分の 1 以上が当該工事的目的物の引渡しの期日から 1 年を経過する日後に支払われることが定められていないものであることとする。

3. 正 (消費税法 37 条)

根拠条文は下記のとおり。

(簡易課税選択不適用届出書の提出制限…消法 37 条 5 項)

前項 (下記参照) の場合において、第 1 項の規定による届出書 (簡易課税制度適用届書) を提出した事業者は、事業を廃止した場合を除き、同項に規定する翌課税期間の初日から 2 年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、同項の規定の適用を受けることをやめようとする旨の届出書を提出することができない。

なお、解答上は上記のみで十分であるが、関連して次の条文の引用も考えられる。

(簡易課税選択不適用届出書の提出…消法 37 条 4 項)

第 1 項の規定による届出書 (簡易課税制度適用届書) を提出した事業者は、同項の規定の適用を受けることをやめようとするとき又は事業を廃止したときは、その旨を記載した届出書とその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

(簡易課税制度選択不適用届出書の効力…消法 37 条 6 項)

第 4 項の規定による届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の属する課税期間の末日の翌日以後は、第 1 項の規定による届出 (簡易課税制度適用届) は、その効力を失う。

4. 誤 (所得税法 51 条、72 条)

根拠条文は下記のとおり。

(資産損失の必要経費算入…所法 51 条 1 項)

居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものについて、取りこわし、除却、滅失 (当該資産の損壊による価値の減少を含む。) その他の事由により生じた損失の金額 (保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額及び資産の譲渡により又はこれに関連して生じたものを除く。) は、その者のその損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

なお、解答上は正しい税務処理の根拠条文のみを記載するので上記のみで十分であるが、設問に記載のある雑損控除 (誤りの部分) の条文は次のとおりである。

(雑損控除…所法 72 条 1 項)

居住者又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する資産 (生活に通常必要でない資産及び被災事業用資産を除く。) について災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合 (その災害又は盗難若しくは横領に関連してその居住者が政令で定めるやむを得ない支出をした場合を含む。) において、その年における当該損失の金額 (当該支出をした金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。以下「損失の金額」という。) の合計額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を超えるときは、その超える部分の金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

ー以下、省略ー

5. 誤（法人税法 37 条 9 項）

設問の寄附金は、下記の条文から指定寄付金等に該当する（法法 37 条 3 項）。

第一項の場合において、同項に規定する寄附金の額のうち次の各号に掲げる寄附金の額があるときは、当該各号に掲げる寄附金の額の合計額は、同項に規定する寄附金の額の合計額に算入しない。

- 一 国又は地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による港務局を含む。）に対する寄附金
- 以下、省略—

設問では手続きが問われており、下記の根拠条文のとおり、期限内申告のみという部分が誤りである。

（寄附金の損金不算入…法法 37 条 9 項）

第三項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されない第三項各号に掲げる寄附金の額及び当該寄附金の明細を記載した書類の添付がある場合に限り、第四項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されない第四項に規定する寄附金の額及び当該寄附金の明細を記載した書類の添付があり、かつ、当該書類に記載された寄附金が同項に規定する寄附金に該当することを証する書類として財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。

—以下、省略—

第二問

問題 1

1. 受取配当等 《計算過程等》

受取配当等の益金不算入額（減算）

(1) 受取配当等の額

① 関係法人株式等

※ A 株式

30% ≥ 25%、H25. 10/30～H26. 3/20…6 月未満 ∴ 関係法人株式等に該当しない

② 一般株式等

$$10,000,000 + 2,000,000 + 10,500,000 \times \frac{1}{2} = 17,250,000$$

(2) 控除負債利子

① 支払利子総額 42,700,000

② 控除額（一般株式等）

イ 総資産の帳簿価額

$$31,471,125,073 + 48,000,000 + 24,362,070 + 37,259,428,210 + 90,400,000 + 16,218,720 = 68,909,534,073$$

ロ 株式等の帳簿価額

$$(40,700,000 + 24,362,070 + 14,937,930) + (54,800,000 + 16,218,720$$

$$+ 8,981,280) + 150,000,000 \times 2 \times \frac{1}{2} = 310,000,000$$

控除額

$$\text{①} \times \frac{\text{ロ}}{\text{イ}} = 192,092$$

(3)

益金不算入額

$$(17,250,000 - 192,092) \times 50\% = 8,528,954$$

B 株式の評価差額について

全部純資産直入法のため、調整なし

C 株式の配当及び(注 3)について

(1) 外国子会社からの受取配当等の益金不算入額

$$1,000,000 - 1,000,000 \times 5\% = 950,000 \text{ (減算)}$$

(1) 関係法人株式等の範囲（法令 22 の 3）

内国法人が、他の内国法人の発行済株式等の 25% 以上を、配当等の額の支払に係る効力が生ずる日以前 6 月以上引き続き有している場合は、関係法人株式等に該当する。

本問では、A 株式を平成 25 年 10 月 1 日に取得しており、(注 1) に記載されている配当の効力発生日である平成 26 年 3 月 20 日までの所有期間は 6 月未満であるため、関係法人株式等には該当しない。

なお、期末配当の計算期間の末日である平成 25 年 12 月 31 日までの所有期間で判断したとしても 6 月未満となるため、失点にはつながらなかったと思われる。

(2) 会計上の「純資産直入法」の取り扱いについて

期末時に有する「その他有価証券」について、期末時における価額をもって期末時の評価額とし、かつ、評価損益の金額の全額をいわゆる洗替方式により純資産の部に計上している場合であっても、その有価証券の帳簿価額は、期末評価を行う前の金額となる（法基通2-3-19）。

会計上純資産の部に計上した「有価証券評価差額金」は、当期の課税所得に影響を及ぼさないので課税上も直ちに問題が生ずることはない。

なお、(注1)における仕訳は下記のとおりとなる。

前期

その他有価証券評価差額金	24,362,070	B株式	39,300,000
繰延税金資産	14,937,930		

当期

その他有価証券評価差額金	16,218,720	B株式	25,200,000
繰延税金資産	8,981,280		

(3) 外国子会社配当の益金不算入

内国法人が外国子会社（内国法人が発行済株式総数の25%以上を所有する一定の外国法人）から受ける剰余金の配当等の額がある場合には、下記の算式により計算した金額が益金不算入となる。（法法23の2①）。

外国子会社から受ける剰余金の配当等の額－剰余金の配当等の額に係る費用の額

＊剰余金の配当等の額に係る費用の額に相当する金額

その剰余金の配当等の額の5%相当額とされる（法令22の3②）。

(4) 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入

外国子会社から受ける配当等の益金不算入の適用を受ける場合には、当該剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額は損金の額に算入しない（法法39の2）。

(5) 原則法による控除負債利子

① 控除額の計算

その他の株式に係る原則法による控除負債利子は、下記の算式により計算する（法令22①）。

$$\text{当期の支払利子総額} \times \frac{\text{前期末及び当期末のその他の株式等の帳簿価額の合計額}}{\text{前期末及び当期末の総資産の帳簿価額の合計額}}$$

なお、簡便法の場合と異なり分数の端数処理は行わない。

② 総資産の帳簿価額の計算

貸倒引当金勘定の金額が、金銭債権から控除する方法により取立不能見込額として貸借対照表に計上されている場合にはその控除前の金額を帳簿価額とすることができる（法基通3-2-5）。

③ 税効果会計を適用している場合の総資産の帳簿価額等

法人が税効果会計を適用している場合において、貸借対照表に計上されている繰延税金資産の額があるときは、その繰延税金資産の額は、総資産の帳簿価額に含まれる。本問では、計上されている繰延税金資産の額は総資産の帳簿価額の金額に含めていると記載されているので、特に調整は必要ない。

(6) 原則法による控除負債利子の計算におけるA株式の取扱い（法令22③）

期末関係法人株式等とは、期末日を配当等の効力発生日とした場合に関係法人株式等となる株式等をいう。

そのため、A株式は益金不算入額の計算上は関係法人株式等に該当しなかったが、控除負

債利子の計算（原則法の分子）においては、関係法人株式等に該当するものとして計算することになる。

2. 減価償却

《計算過程等》

機械装置Fについて…償却方法が異なるためグルーピング不可

(1) 償却限度額

① 本体

$$\text{イ } (1,400,000 + 234,187) \times 0.417 = 681,455$$

$$\text{ロ } 12,000,000 \times 0.05776 = 693,120$$

$$\text{ハ } \text{イ} < \text{ロ} \quad \therefore (1,400,000 + 234,187) \times 0.500 = 817,093$$

② 資本的支出

$$2,000,000 \times 0.333 \times \frac{10}{12} = 555,000$$

(2) 減価償却超過額等

① 本体

$$700,000 - (1)\text{①} = \triangle 117,093 \quad 234,187 > 117,093 \quad \therefore 117,093$$

→ 減価償却超過額認容（減算）

② 資本的支出

$$800,000 - (1)\text{②} = 245,000 \quad \rightarrow \text{減価償却超過額（加算）}$$

機械装置Gについて

(1) 償却限度額

$$1,500,000 \times 0.400^{\ast} \times \frac{10}{12} = 500,000$$

×

$$\ast (10 \text{年} - 6 \text{年}) + 6 \text{年} \times 20\% = 5.2 \text{年} \quad \rightarrow \quad 5 \text{年}$$

(2) 償却超過額

$$600,000 - (1) = 100,000 \quad \rightarrow \text{機械装置G減価償却超過額（加算）}$$

機械装置Hについて

(1) 償却限度額

$$(100,000 + 150,000 - 1) \times \frac{12}{60} = 49,999$$

(2) 償却超過額認容

$$150,000 > (1) \quad \therefore 49,999 \quad \rightarrow \text{機械装置H減価償却超過額認容（減算）}$$

ソフトウェアについて

(1) 償却限度額

$$72,000,000 \times 0.200 = 14,400,000$$

(2) 償却超過額

$$12,000,000 - (1) = \triangle 2,400,000$$

(3) 償却超過額認容

$$24,000,000 > 2,400,000 \quad \therefore 2,400,000 \quad \rightarrow \text{ソフトウェア減価償却超過額認容（減算）}$$

(1) 資本的支出

内国法人が、修理、改良その他いずれの名義をもつてするかを問わず、その有する固定資産について支出する金額で価値増加額に該当するものは、その内国法人のその支出

する日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。(法令132)
(価値増加額)

支出後の資産の時価

－

通常の管理等をした場合の支出前の資産の時価

(2) 資本的支出があった場合の減価償却の取扱い

資本的支出は、原則としてその金額を取得価額として資本的支出の対象となった減価償却資産と種類及び耐用年数を同じくする減価償却資産を新たに取得したものとする(法令 55①)。

平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産に対し資本的支出をした場合において、当該金額をその減価償却資産の取得価額に加算し、当該資産に現に適用している償却方法により償却限度額を計算することができる(法令 55②)。

(3) 中古資産の耐用年数の見積り

耐用年数の見積もりが困難な場合は、下記の適用要件により判定した①～③の算式により計算した見積耐用年数を適用することができる(耐令 3①二)。

なお、下記の中古資産の取得価額は改良費を含まないで計算する。

① 中古資産の取得価額×50%≧改良費の場合(改良費の支出がない場合を含む)

簡便法(1年未満の端数は切捨て、2年未満の場合は2年とする。)

イ 法定耐用年数の一部を経過している場合

(法定耐用年数－経過年数)＋経過年数×20%

ロ 法定耐用年数の全部を経過している場合

法定耐用年数×20%

② 中古資産の取得価額×50%<改良費≦再取得価額50% の場合

折衷法(耐通 1-5-6)

$$\frac{\text{中古資産の取得価額} + \text{改良費}}{\frac{\text{中古資産の取得価額}}{\text{簡便法見積耐用年数}} + \frac{\text{改良費}}{\text{法定耐用年数}}}$$

※1年未満の端数は切捨てる。また中古資産の取得価額には改良費を含まない。

③ 改良費>再取得価額×50% の場合…法定耐用年数

(4) 帳簿価額が取得価額の5%に達した事業年度後の各事業年度の取扱い

帳簿価額が取得価額の5%に達した事業年度後の各事業年度については以下の算式に従い償却限度額を計算する。

$$\text{償却限度額} = (\text{取得価額} - \text{取得価額} \times 95\% - 1 \text{円}) \times \frac{\text{償却を行う事業年度の月数}}{60}$$

3. リース取引

《計算過程等》

リース資産について

(1) 償却限度額

① 判定

10年×80%=8年≦8年 ∴所有権移転外リース

② 償却限度額

$$(172,800,000 + 800,000 + 4,000,000) \times \frac{5 \text{月}}{96 \text{月}} = 9,250,000$$

(2) 償却超過額

$$(10,000,000 + 800,000 + 4,000,000) - (1) = 5,550,000$$

→ リース資産減価償却超過額 (加算)

(3) 利息相当額

$$19,200,000 \times \frac{5\text{月}}{96\text{月}} = 1,000,000 \rightarrow \text{支払利息認定損 (減算)}$$

(4) (2) - (3) = 4,550,000 (加算)

(1) 形式基準による専用機械装置等の判定 (法基通 7-6 の 2-5)

機械装置等を対象とするリース取引がリース資産の耐用年数の 80% に相当する年数 (1 年未満切捨て) 以上の年数をリース期間とする場合、そのリース取引は《所有権移転外リース取引》に規定する「その使用可能期間中当該リース取引に係る賃借人によってのみ使用されると見込まれるもの」には該当しないものとして取り扱うことができる。

本問では上記に該当するため、所有権移転外リースとして取り扱う。

(2) リース資産の取得価額 (法基通 7-6 の 2-9)

原則としてそのリース期間中に支払うべきリース料の額の合計額による。ただし、リース料の額の合計額のうち利息相当額から成る部分の金額を合理的に区分することができる場合には、リース料の合計額から利息相当額を控除した金額をリース資産の取得価額とすることができる。

この場合、リース資産を事業の用に供するために賃借人が支出する付随費用の額は、リース資産の取得価額に含まれる。

また、利息を区分する場合には、利息相当額はリース期間の経過に応じて利息法又は定額法により損金の額に算入する。

(3) リース期間定額法

法人税法上リース取引とされるものは、金融取引認定リースを除き、売買があったものとみなされる。このうち、所有権移転外リースに該当するものは、リース期間定額法により減価償却を行う。

〔償却限度額〕 (法令 48 の 2①六)

$$(\text{リース資産の取得価額} - \text{残価保証額}) \times \frac{\text{その事業年度のリース期間の月数}}{\text{リース期間の月数}}$$

(注) 残価保証額

リース資産の取得価額に残価保証額に相当する金額が含まれている場合には、残価保証額を控除した金額を取得価額とする (法令 48 の 2①六)。

(4) 賃借料として損金経理した場合

売買があったものとされたリース資産につきその賃借人が賃借料として損金経理をした金額は、償却費として損金経理をした金額に含まれる。

4. 租税公課

《計算過程等》

(1)について $878,000,000 - (558,000,000 + 138,000,000) = 182,000,000$ → 納税充当金から支出した事業税等(減算)
(2)について ① 損金経理法人税(加算) 362,000,000 ② 損金経理住民税(加算) 90,000,000 ③ ①+②=452,000,000(加算)
(3)について 損金経理納税充当金(加算) 968,000,000
(4)について … 下記解説5. を参照
(5)について 法人税等調整額(減算) $522,000,000 - 452,000,000 = 70,000,000$
(6)について ① 損金経理附帯税等(加算) $300,000 + 30,000 = 330,000$ ② 固定資産税否認(加算) 28,000,000 ③ ①+②=28,330,000(加算)

(1) 法人税等調整額

税効果会計を適用した場合、一時差異に対応する法人税等調整額は企業会計上の税引前当期純利益の額に加算又は減算することになるが、この法人税等調整額は税務上においては益金の額又は損金の額に算入さないため、申告調整により減算又は加算する。

(2) 利子税等

確定申告書の提出期限の延長の場合の利子税は、各事業年度の損金となる。

(3) 延滞税

附帯税等は罰則的な性格を有する税であり、罰金等の損金不算入と同様の趣旨で損金不算入とされている。なお、延滞税は法人税・地方税本税に対する一種の遅延利息的な性質から損金不算入となる。

(4) 賦課課税方式による租税

原則として、賦課決定のあった日を含む事業年度に損金算入される。ただし、納期開始日(固定資産税のように分割して納期が定められているものについては、それぞれの納期の開始の日)又は実際納付の際に損金経理をしても差し支えない。

本問では、賦課決定日が翌期であるため、当期において損金算入することができない。

5. 所得税額等

《計算過程等》

(1) 損金経理住民税利子割 400,000+500,000=900,000 (加算)
(2) 外国子会社からの受取配当等に係る外国税額の損金不算入額 100,000 (加算)
(3) 法人税額から控除される所得税額等
① 株式・出資グループ (3/12<1/2: 簡便法)
$2,042,000 \times \frac{1}{2} (0.500) + 142,940 = 1,163,940$
② 受益権グループ
$750,435 + (1,625,200 - 400,000) = 1,975,635$
③ その他 $2,031,500 - 500,000 = 1,531,500$
④ ①+②+③=4,671,075
[控除所得税額] (税額控除)
$4,671,075 - 96,075^* = 4,575,000$
$^* 4,671,075 \times \frac{2.1}{102.1} = 96,075$
(4) (1)+(2)+(3)=5,671,075

(1) 所得税額控除の計算方法

所得税額控除の計算方法は、預貯金の利子に係る所得税やみなし配当に係る所得税など全額が控除の対象となるもの以外は、その元本の所有期間に応じた金額が控除の対象となる。計算方法は原則法（個別法）（法令140の2②）と銘柄別簡便法（法令140の2③）の2つがあり、いずれか有利な方（すなわち大きい額）を適用できる。

① 適用単位

下記の単位ごとに原則法及び銘柄別簡便法を適用する。

イ 株式・出資

ロ 公社債

ハ 受益証券（証券投資信託、公社債投資信託の収益分配金につき源泉徴収された所得税）

② 原則法（上記①イ～ハの区分ごとに、かつ、銘柄ごとに計算する。）

$$\text{源泉所得税額} \times \frac{\text{元本所有期間月数(注1)}}{\text{利子配当等の計算期間の月数}} \quad (\text{注2})$$

(注1) 1月未満の端数は1月とする（法令140の2⑥）。

(注2) 割合を計算する。（小数点以下3位未満切上げ）

③ 銘柄別簡便法（上記①イ～ハの区分ごとに、かつ、銘柄ごとに計算する。）

$$\text{源泉所得税額} \times \frac{\text{利子配当等の計算期間開始時の所有株式数} + (\text{終了時の所有株式数} - \text{開始時の所有株式数}) \times 1/2}{\text{利子配当等の終了時所有株式数}} \quad (\text{注4})$$

(注3) 上記分数式が仮分数となるときはその割合を1とする。

(注4) 割合を計算する。（小数点以下3位未満切上げ）

(2) 復興特別所得税の取扱い

① 復興特別所得税の損金不算入

内国法人が復興特別所得税額の控除の規定の適用を受ける場合には、控除される金額に相当する金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しな

い（復興財源確保法 63①，法人税法 38①）。

② 復興特別所得税の控除

復興特別所得税の額は，復興特別法人税の額から控除する（復興財源確保法 49①）。なお，復興特別所得税の額は法人税の額から控除することはできない。そのため，所得計算上，加算した金額と，法人税額の計算上，税額控除する金額は異なることになる。

控除額は，法人税額から控除される所得税額の取扱いに準じて計算される（復興特別法人税令 5①④，措令 26 の 11①）。

6. 貸倒損失・個別評価貸倒引当金

《計算過程等》

○社債権について

(1) 貸倒損失

$$30,000,000 \times 80\% = 24,000,000 \rightarrow \text{是認}$$

(2) 個別評価貸倒引当金繰入超過額認容（減算）18,750,000

(3) 個別評価金銭債権貸倒引当金繰入超過額

① 繰入限度額

$$30,000,000 \times 20\% \times \frac{10\text{年}-6\text{年}}{10\text{年}} \times \frac{2}{4} = 1,200,000$$

※ 更生担保権は翌期首以降 5 年以内に弁済されるため繰入不可

② 繰入超過額

$$5,400,000 - \text{①} = 4,200,000 \rightarrow \text{個別評価金銭債権貸倒引当金繰入超過額（加算）}$$

(3) (1)-(2)+(3)=14,550,000（減算）

P社債権について

調整なし

Q社債権について

① 繰入限度額

$$(60,000,000 - 10,000,000^*) \times \frac{2}{4} = 25,000,000$$

※ 80,000,000 - 70,000,000 = 10,000,000

② 繰入超過額

$$60,000,000 - \text{①} = 35,000,000 \rightarrow \text{個別評価金銭債権貸倒引当金繰入超過額（加算）}$$

(1) ○社に対する債権

会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において，その決定により切り捨てられることとなった部分の金額は，貸倒損失として損金の額に算入される（法基通 9-6-1）。

本問では，全額を貸倒損失として計上しているが，切り捨てられることとなった部分以外は損金算入されない。

なお，損金経理により貸倒引当金を繰り入れていないため，個別評価金銭債権貸倒引当金については考慮する必要はない。

(2) P社に対する売掛金

民事再生法の再生手計画の認可決定があった場合には，その認可決定により切捨てられる部

分の金額を貸倒損失として損金算入することができる（法基通9-6-1）。

本問では、再生計画認可決定が当期中であるものの、認可決定が翌期であり、その認可決定時に債権が切捨てられることとなっているため、当期においては貸倒損失を損金算入することはできない。

なお、個別評価金銭債権貸倒引当金繰入額を損金経理していないため、貸倒引当金を繰り入れることもできない。

(3) Q社に対する貸付金

債務者につき債務超過の状態が相当期間継続し、かつ、その営む事業に好転の見通しがなく、かつ、こと等により、個別評価金銭債権の一部の金額につきその取立て等の見込みがないと認められる場合には、個別評価金銭債権貸倒引当金を繰入れることができる（法令96①二）。

繰入限度額は、個別評価金銭債権の一部の取立て等の見込みがないと認められる金額（個別評価金銭債権×50%ではないことに注意）。

(4) 経過措置

経過措置により、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度については、改正前の規定により計算した一括貸倒引当金繰入限度額に2/4を乗じた金額が繰入限度額となる。

7. 一括評価貸倒引当金

《計算過程等》

(1) 一括評価金銭債権の額
1,440,000,000（受取手形）+5,624,000,000（売掛金）+900,000（未収入金） +120,000,000（貸付金）=7,184,900,000
(2) 貸倒実績率
$\frac{(13,500,000+14,000,000+26,750,000) \times \frac{12}{36}}{(5,849,000,000+6,108,000,000+6,324,900,000) \div 3} = 0.002967\dots$ → 0.0030（小数点以下4位未満切上）
(3) 繰入限度額
$(1) \times (2) \times \frac{2}{4} = 10,777,350$
(4) 繰入超過額
25,000,000 - (3) = 14,222,650 → 一括評価金銭債権貸倒引当金繰入超過額（加算）
(5) 一括評価金銭債権貸倒引当金繰入超過額認容 4,500,000（減算）

(1) 一括評価金銭債権

売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権で個別評価金銭債権以外のものが一括評価金銭債権とされる。相手方は特に問われていないため、貸付金の未収利息も一括評価金銭債権に該当する。

8. ソフトウェア

《計算過程等》

(1) 償却限度額

$$(4,000,000 + 1,000,000 + 190,000) \times 0.200 \times \frac{2}{12} = 173,000$$

(2) 償却超過額

$$(4,000,000 + 1,000,000 + 190,000) - (1) = 5,017,000$$

→ ソフトウェア減価償却超過額(加算)

(1) 減価償却資産の取得価額（法令 54）

ソフトウェアは減価償却資産に含まれるので資産計上する必要がある（法令 13 八リ）。自己の建設、製作又は製造（以下「建設等」という。）に係る減価償却資産の取得価額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- a 当該資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額
- b 事業供用費用

(2) 償却費として損金経理をした金額（法基通 7-5-1、7-5-2）

法人が減価償却資産の取得価額の全部又は一部を資産に計上しないで損金経理をした場合において、これらの資産を事業の用に供した事業年度の確定申告書又は修正申告書（更正又は決定があるべきことを予知して提出された期限後申告書及び修正申告書を除く。）に添付した減価償却に関する明細書にその計上しなかった金額を記載して申告調整をしているときは、その記載した金額は、償却費として損金経理をした金額に該当するものとして取り扱う。

9. 試験研究費の特別控除

《計算過程等》

(1) 当期の試験研究費

$$540,742,000 + 380,268,000 + 130,000,000 + 7,000,000 = 1,058,010,000$$

(2) 特別控除額

① 試験研究費割合

$$\frac{1,058,010,000}{21,697,124,125} = 0.048762683\dots$$

②

控除割合

$$(0.048762683\dots \times 0.2) + 0.08 = 0.089752\dots \rightarrow 0.089$$

③ 税額控除限度額

$$1,058,010,000 \times 0.089 = 94,162,890$$

④ 税額基準額

$$1,093,950,000 \times 30\% = 328,185,000$$

⑤ ③ < ④ ∴ 94,162,890

(3) 特別控除額（増加等）

① 比較・基準

イ 比較

$$1,058,010,000 > 980,000,000$$

ロ 基準

$$1,058,010,000 > 1,017,000,000 \quad \therefore \text{適用あり}$$

<p>ハ $(1,058,010,000 - 980,000,000) \times 5\% = 3,900,500$</p> <p>② 平均売上 10%</p> <p>イ $1,058,010,000 \leq 21,697,124,125 \times 10\% \quad \therefore \text{適用なし}$</p> <p>③ $1,093,950,000 \times 10\% = 109,395,000$</p> <p>④ ① < ③ $\therefore 3,900,500$</p>

(1) 当期の試験研究費の額（措令 27 の 4⑥）

試験研究のために要する費用は、次に掲げる費用とする。

- ① その試験研究を行うために要する原材料費、人件費（専門的知識をもって試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る。）及び経費
- ② 他の者に委託して試験研究を行う法人のその試験研究のために受託者に対して支払う費用

なお、研究所等に専属する事務職員、守衛、運転手など、試験研究に直接従事していない者に係る人件費試験研究費の額に含まれない（措法 42 の 4①、措通 42 の 4(1) - 3）

(2) 特別控除額（措法 42 の 4①）

次のいずれか少ない金額

① 支出基準額

税額控除限度額 = 試験研究費の額 × 税額控除割合*

※ 税額控除割合

試験研究費割合	税額控除割合
10%以上	10%
10%未満	$(\text{試験研究費割合} \times 0.2) + 8\%$

(注 1) 税額控除割合は小数点以下 3 位未満の端数切捨て

(注 2) 試験研究費割合（措法 42 の 4②二）

$$\text{試験研究費割合} = \frac{\text{当期支出試験研究費}}{\text{平均売上金額}}$$

② 税額基準額（措法 42 の 4 の 2）

法人税額 × 30%

(3) 税額控除額の上乗せ措置

① 増加型税額控除制度（措法 42 の 4⑨一）

(2) の総額制度に加え下記の要件を満たす場合に適用がある。なお、本制度の適用を受ける場合は下記②の適用は受けられない。

イ 適用要件

下記の要件をすべて満たす場合に適用がある。

- a 当期支出試験研究費の額 > 比較試験研究費
- b 当期支出試験研究費の額 > 基準試験研究費

ロ 控除限度額

次のいずれか少ない金額

a 増加基準額

税額控除限度額 = $(\text{試験研究費の額} - \text{比較試験研究費の額}) \times 5\%$

b 税額基準額 法人税額 × 10%

② 売上基準型の税額控除制度（措法 42 の 4⑨二）

イ 適用要件

当期試験研究費の額 > 平均売上金額 × 10%

ロ 控除限度額

次のいずれか少ない金額

a 支出基準額

税額控除限度額 = (試験研究費の額 - 平均売上金額 × 10%) × 超過税額控除割合*

※ 超過税額控除割合 (試験研究費割合 - 10%) × 0.2

b 税額基準額 法人税額 × 10%

10. 税額計算

《計算過程等》

- | | | |
|------------------|------------------------|---------------------------------------|
| (1) 所得金額 | 4,290,000,000 | (千円未満切捨て) |
| (2) 法人税額 | (1) × 25.5% | = 1,093,950,000 |
| (3) 試験研究費の特別控除額 | 94,162,890 + 3,900,500 | = 98,063,390 |
| (4) 差引法人税額 | (2) - (3) | = 995,886,610 |
| (5) 法人税額計 | 995,886,610 | |
| (6) 控除所得税額 | 4,575,000 | |
| (7) 差引所得に対する法人税額 | (5) - (6) | = 991,311,610 → 991,311,600 (百円未満切捨て) |
| (8) 中間申告分の法人税額 | 362,000,000 | |
| (9) 納付すべき法人税額 | (7) - (8) | = 629,311,600 |

問題 2

問 1

1. 給与所得

《計算過程等》

- | |
|--|
| (1) 収入金額
4,800,000 |
| (2) 給与所得控除額
$1,260,000 + (4,800,000 - 3,600,000) \times 20\% = 1,500,000$ |
| (3) $(1) - (2) = 3,300,000$ |

(1) 給与所得の計算

給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とする（所法 28②）。

本問では、問題文に給与所得控除額の速算表が与えられているため、法令基準集より確認して計算する必要はない。

2. 退職所得

《計算過程等》

- | |
|---|
| (1) 収入金額 |
| ① 一般退職手当等 25,000,000 |
| ② 特定役員退職手当等 5,000,000 |
| (2) 退職所得控除額 |
| ① 一般退職手当等分 |
| イ $8,000,000 + 700,000 \times (39 \text{年}^* - 20 \text{年}) = 21,300,000$ |
| ※ S50.4/1~H25.6/25 … 38年3月→39年 |
| ロ $21,300,000 - \text{下記②} = 20,100,000$ |
| ② 特定役員退職手当等分 |
| $3 \text{年} \times 400,000 = 1,200,000$ |
| (3) 所得金額 |
| ① 一般退職手当等分 |
| $(25,000,000 - 20,100,000) \times \frac{1}{2} = 2,450,000$ |
| ② 特定役員退職手当等分 |
| $5,000,000 - 1,200,000 = 3,800,000$ |
| ③ ① + ② = 6,250,000 |

(1) 退職所得の計算

退職所得の金額は、その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1相当額とする（所法 30②）。

本問では、問題文に退職所得控除額の速算表が与えられているため、法令基準集より確認して計算する必要はない。

(2) 特定役員退職手当等に係る退職所得の計算（所法 30②カッコ書き）

退職手当等が特定役員退職手当等である場合には、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額相当額とする（2分の1ではない）。

特定役員退職手当等と一般退職手当等がある場合、それぞれ区分しながら退職所得の計算を行う（所令 71 の 2）。なお、設問に記載のとおり重複勤務期間はないので、これに係る調整計算は必要ない。

3. 一時所得

《計算過程等》

(1) 総収入金額	
生命保険契約に基づく満期一時金	8,000,000
(2) 支出した金額	6,200,000
(3) 特別控除額	
(1)−(2) ≥ 500,000	∴ 500,000
(4) (1)−(2)−(3)	=1,300,000

(1) 生命保険契約に基づく満期一時金

一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得で下記の特徴を有する（所法 34）。

- ① 営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得
 - ② 労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの
- 生命保険契約に基づく満期一時金は一時所得に該当する。

(2) 一時所得の計算

一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額の合計額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額を控除した金額とする（所法 34②）。特別控除額は 50 万円を限度とする。

4. 譲渡所得

《計算過程等》

(1) 譲渡損益	△500,000
(2) 特別控除額	
△500,000 < 500,000	∴ 0
(3) (1)−(2)−(3)	=△500,000

(1) 特別控除額

総合の譲渡所得については、内部通算後の金額から譲渡所得の特別控除額を控除する（所法 33③, ④）。特別控除額は 50 万円を限度とする。

5. 事業所得

《計算過程等》

(1) 総収入金額	
18,000,000 − 50,000	=17,950,000
(2) 必要経費	13,200,000
(3) 青色申告特別控除	
(1)−(2) ≥ 650,000	∴ 650,000
(4) (1)−(2)−(3)	=4,100,000

(1) 青色申告特別控除

不動産所得又は事業所得の申告を青色申告により行う場合、所得計算上、青色申告特別控

除を控除することができる。

設問では事業所得（＝事業的規模になる）であり，設問では「取引を正規の簿記の原則に従い記録し、期限内に貸借対照表と損益計算書の添付等により申告している場合に適用される金額」と記載されているので，青色申告特別控除額は，原則適用の10万円ではなく，特例適用による65万円となる。

6. 利子所得

《計算過程等》

銀行普通預金利子 50,000（一律源泉分離課税）

(1) 利子所得の範囲

利子所得とは①公社債の利子、②預貯金の利子、③公社債投資信託等の収益の分配などに係る所得（限定されている）をいい，その年中の収入金額が利子所得の金額とされる（所法23）。

(2) 源泉分離課税

利子所得の対象となる利子等については，その支払いの際に所得税が源泉徴収され，他の所得と総合せずに課税関係が完結する源泉分離課税が適用される（所法174）。

7. 課税標準額

《計算過程等》

(1) 総所得金額 $3,300,000 + 4,100,000 + (1,300,000 - 500,000) \times \frac{1}{2} = 7,800,000$
(2) 退職所得金額 6,250,000
(3) (1)+(2) = 14,050,000

(1) 損益通算

総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を計算する場合において、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、これを他の各種所得の金額から控除する（所法69）。

長期譲渡所得の金額及び損益通算後の一時所得の金額（いずれも損益通算後の金額）がある時は、これらの合計額の2分の1相当額を総所得金額とする。

8. 配偶者控除

《計算過程等》

(1) 配偶者控除 妻 $1,000,000 - 650,000 = 350,000 \leq 380,000$ ∴適用あり（控除額380,000）
(2) 扶養控除 長男 $5,000,000 - [1,260,000 + (5,000,000 - 3,600,000) \times 20\%] > 380,000$ ∴適用なし 長女 $0 \leq 380,000$ ∴適用あり（特定）→630,000
(3) (1)+(2) = 1,010,000

(1) 配偶者控除

居住者の配偶者が控除対象配偶者に該当する場合、配偶者控除として原則 380,000 円を控除する。控除対象配偶者とは、居住者と同一生計の配偶者で合計所得金額が 38 万円以下のものをいう。

(2) 扶養控除

居住者の配偶者以外の親族が控除対象扶養親族に該当する場合、扶養控除として原則 380,000 円を控除する。

控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち年齢 16 歳以上の者をいう。また、特定扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢 19 歳以上 23 歳未満の者をいう。

9. 基礎控除を含むその他の控除

《計算過程等》

- | | |
|--|-----------|
| (1) 小規模企業共済等掛金控除 | 300,000 |
| (2) 社会保険料控除、生命保険料控除、基礎控除の合計額（問題文に記載あり） | 1,310,000 |
| (3) (1)+(2)= | 1,610,000 |

(1) 小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済等掛金を支払った場合には、その支払った金額（全額）を所得金額から控除する（所法 75①）。

10. 課税所得金額

《計算過程等》

- | | |
|--------------|---|
| (1) 課税総所得金額 | $7,800,000 - 2,620,000^* = 5,180,000$ （千円未満切捨て） |
| ※ | $300,000 + 380,000 + 630,000 + 1,310,000 = 2,620,000$ |
| (2) 課税退職所得金額 | 6,250,000（千円未満切捨て） |

(1) 所得控除の順序

所得控除額の合計額を総所得から控除し、控除後の金額は千円未満の端数を切捨てる（論文マスター講義Ⅱ期テキスト 所得税編 P.98）。

問2

《計算過程等》

- | | |
|--------------|---|
| (1) 課税総所得金額 | 10,500,000 |
| (2) 算出税額 | $1,950,000 \times 5\% + (3,300,000 - 1,950,000) \times 10\% + (6,950,000 - 3,300,000) \times 20\% + (9,000,000 - 6,950,000) \times 23\% + (10,500,000 - 9,000,000) \times 33\% = 1,929,000$ |
| (3) 配当控除額 | $(10,500,000 - 10,000,000) \times 5\% + [590,000 - (10,500,000 - 10,000,000)] \times 10\% = 34,000$ |
| (4) 納付税額 | (2) - (3) = 1,895,000 (百円未満切捨て) |
| (5) 復興特別所得税額 | $1,895,000 \times 2.1\% = 39,795$ |

- (1) 所得税額の計算
課税総所得の金額については、超過累進税率を適用して所得税額を計算する(所法89①)。
- (2) 配当控除(所法92①一～三)
株式等の配当に係る配当控除の額の計算方法は課税総所得金額等により計算が異なる。
※ 課税総所得金額等とは、課税総所得金額及び分離課税とされる課税長期譲渡所得の金額、課税短期譲渡所得の金額及び株式等にかかる課税譲渡所得の合計額をいう。
- ① 課税総所得金額等が1,000万円以下の場合
株式等の配当 $\times 10\%$
- ② 課税総所得金額等が1,000万円超の場合
イ 配当所得の額が課税総所得金額等から1,000万円を控除した金額以下の場合
株式等の配当 $\times 5\%$
ロ 配当所得の額が課税総所得金額等から1,000万円を控除した金額を超える場合
(課税総所得金額等 - 1,000万円) $\times 5\% +$ [配当所得 - (課税総所得金額等 - 1,000万円)] $\times 10\%$

問題 3

問 1 課税売上割合

《計算過程等》

(1) 課税売上高
① 課税売上高 21,050,000,000
② 返還等の税抜対価
$63,000,000 \times \frac{100}{105} = 60,000,000$
③ ①－②＝20,990,000,000
(2) 輸出免税売上高
① 輸出売上高
$3,150,000,000 - 26,250,000 = 3,123,750,000$
② 非課税資産の輸出等 11,025,000
③ ①＋②＝3,134,775,000
(3) 非課税売上高
$105,000,000 + 1,575,000 + 2,100,000,000 + 1,050,000,000 \times 5\% = 2,259,075,000$
(4) 課税売上割合
$\frac{(1)+(2)}{(1)+(2)+(3)} = \frac{24,124,775,000}{26,383,850,000} \approx 0.9143765 \dots < 95\%$
∴仕入れ税額の按分を要する

(1) 売上割戻高

課税売上割合の計算にあたっては、売上に係る税抜対価の返還等の額を控除する。設問では総売上高に応じて売上値引き高の内訳が記載されているので、区分を間違えないように注意を要する。

(2) 売掛債権のファクタリング

売掛債権のファクタリングの譲渡は、非課税資産の譲渡等に該当する（消法 6①、別表第一第二号、消令 9①四）。ただし、課税売上割合の算定にあたっては、金銭債権のうち資産の譲渡等を行った者がその資産の譲渡等の対価として取得したものについては、譲渡分母の資産の譲渡等の対価の額に含まないものとされている（消令 48②二）。

(3) 金銭以外の資産の出資

金銭以外の資産の出資は資産の譲渡等に該当する（消令 2①二）。

(4) 課税売上割合

課税売上割合の算定にあたり端数処理はない。割り切れない場合は端数処理をすることなく、分数のまま仕入れ税額の按分計算の要否の判定を行う。

問2 控除対象仕入れ税額

《計算過程等》

(1) 課税資産の譲渡等によりのみ要するもの $(13,650,000,000 + 53,550,000 + 262,500,000 + 241,500,000 + (267,750,000 - 110,250,000) + 8,400,000 + 619,500,000 + 105,000,000) \times \frac{4}{105} - 8,400,000$ $\times \frac{4}{105} = 574,840,000$
(2) その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの $(525,000 + 5,250,000 + 6,300,000) \times \frac{4}{105} = 460,000$
(3) 共通して要するもの $(39,375,000 + 315,000,000 + 267,750,000) \times \frac{4}{105} = 23,700,000$
(4) ①+②+③=599,000,000

(1) 仕入対価の返還等

課税仕入れにつき、返品、値引き、割戻し又は割引を受けたことにより、仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、返還等に係る消費税額を控除対象仕入れ税額の計算上、課税仕入れ等の税額から控除する（消法 32①）。

(2) リース取引の実質判定（消基通 5-1-9）

事業者が行うリース取引が目的資産の譲渡等に該当するかは、法人税における取扱いの例により判定する。売買があったものとされるリース取引については、そのリース取引の目的資産の引渡時に資産の譲渡があったこととなる。

なお、この場合の資産の譲渡の対価の額は、リース契約において定められたリース資産の賃貸借期間中に収受すべきリース料の額の合計額となる。

(3) 費途不明の交際費等（消基通 11-2-23）

課税仕入れに関する記録がない場合のほか、交際費、機密費等の名義をもって支出した金額でその費途が明らかでないものについては仕入れ税額控除の適用を受けることができない。

(4) 役務の全部を完了していない広告請負契約

課税仕入れを行った日があるかについては、別に定めるものを除き、資産の譲渡等の時期の取扱いに準ずる（消基通 11-3-1）。請負による資産の譲渡等の時期は、別に定めるものを除き、物の引渡しを要しない請負契約にあってはその約した役務の全部を完了した日とされる（消基通 9-1-5）。

以上から、役務の全部を完了していない広告請負契約は課税仕入れとすることができない。

(5) 保税地域内における貨物荷受運賃

取引の相手方において課税資産の譲渡等に該当するものであっても輸出免税の対象となるものは、課税仕入れには該当しない（消法 2①十二）。

外国貨物の荷役、運送、保管、検数、鑑定その他これらに類する外国貨物に係る役務の提供（指定保税地域等における輸出しようとする貨物及び輸入の許可を受けた貨物に係る役務の提供を含む。）は輸出免税の対象となる（消令 17②四）。

よって、本問における保税地域内における輸出しようとする貨物荷受運賃は、課税仕入れには該当しない。

問3 調整対象固定資産

《計算過程等》

(1) 判定

$$31,500,000 \times \frac{100}{105} = 30,000,000 \geq 1,000,000 \quad \therefore \text{調整対象固定資産に該当}$$

(2) 調整対象固定資産の転用に係る調整額

$$31,500,000 \times \frac{4}{105} \times \frac{2}{3} = 800,000$$

(1) 調整対象固定資産

調整対象固定資産とは、建物、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産で課税仕入れに係る税抜支払対価の額が100万円以上のものをいう（消法2②十六、消令5）。

(2) 課税業務用調整対象固定資産を非課税業務用に転用した場合の調整（消法34）

事業者（第免税事業者を除く。）が、国内において調整対象固定資産の課税仕入れ等を行い、かつ、その調整対象固定資産に係る課税仕入れ等の税額（調整対象税額）につき課税資産の譲渡等にも要するものとして控除対象仕入税額を計算した場合において、その事業者がその調整対象固定資産をその課税仕入れ等の日から3年以内にその他の資産の譲渡等に係る業務の用に供したときは、その業務の用に供した日が次のいずれの期間に属するかに応じそれぞれの消費税額を同日の属する課税期間における仕入れに係る消費税額から控除する。この場合において、当該控除をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

① 課税仕入れ等の日以後1年を経過する日までの期間

調整対象税額に相当する消費税額

② 課税仕入れ等の日から1年を経過する日の翌日から課税仕入れ等の日から2年を経過する日までの期間

調整対象税額の2/3に相当する消費税額

③ 課税仕入れ等の日から2年を経過する日の翌日から課税仕入れ等の日から3年を経過する日までの期間

調整対象税額の1/3に相当する消費税額

問4 課税標準額

《計算過程等》

(1) 課税標準額

① $25,200,000,000 - 3,150,000,000 + 52,500,000 = 22,102,500,000$

② $22,102,500,000 \times \frac{100}{105} = 21,050,000,000$ （千円未満切捨て）

(2) 課税標準額に対する消費税額

$$21,050,000,000 \times 4\% = 842,000,000$$

(1) 輸出売上高

輸出売上高は、課税売上ではあるが消費税が含まれていないため課税標準額に含める必要はない。

問5 税額計算

《計算過程等》

- (1) 課税標準額に対する消費税額
842,000,000
- (2) 控除税額計
- ① 控除対象仕入れ税額
- イ 個別対応方式
 $(1)① + (1)③ \times 92\% = 596,644,000$
- ロ 一括比例配分方式
 $(1)④ \times 92\% = 551,080,000$
- ハ $イ > ロ \therefore 596,644,000$
- ニ 調整対象固定資産の転用に係る調整額
800,000
- ホ $ハ - ニ = 595,844,000$
- ② 返還等対価に係る消費税額
 $63,000,000 \times \frac{4}{105} = 2,400,000$
- ③ 貸倒れに係る消費税額
 $3,150,000 \times \frac{4}{105} = 120,000$
- $① + ② + ③ = 598,364,000$
- (3) 差引税額
 $842,000,000 - 598,364,000 = 243,636,000$ (百円未満切捨て)
- (4) 納付すべき消費税額
 $243,636,000 - 180,000,000 = 63,636,000$

(1) 返還等対価に係る消費税額

課税事業者が課税資産の譲渡等につき、返品、値引き、割戻り、割引をしたことにより、売上対価の返還等を行った場合は、返還等の金額の4/105相当額を売上対価の返還等を行った課税期間の課税売上げに係る消費税額から控除する(消法38①)。

本問では、国内商品販売に係る割戻りが返還等対価に対する消費税額の計算の対象となる。

(2) 貸倒れに係る消費税額

課税事業者が国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、その相手方に対する売掛金等が貸倒れとなったときは、貸倒れとなった日の属する課税期間の課税売上げに係る消費税額から、貸倒れ処理した金額に係る消費税額の合計額を控除する(消法39①)。

この制度の適用となる貸倒れとは、課税資産の譲渡等の相手方に対する売掛金等の貸倒れである。本問の国内商品販売に係る貸倒れはこれに該当するが、取引先から購入した債権に係る貸倒れは課税資産の譲渡等に係る債権ではないため、税額控除の適用対象ではない。